

※※※※※※※※※※※※※※※
※ 定 款 ※
※※※※※※※※※※※※※※

平成 16 年 12 月 10 日制定
(2021 年 12 月 22 日変更)

株式会社 F P G

株式会社F P G 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社F P Gと称する。

当会社の英文社名は、Financial Products Group Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ファイナンシャルプランニング業
2. 資産運用に関するコンサルタント業
3. 経営コンサルタント業
4. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導仲介および斡旋
5. 企業の事業開発、販売促進等に関するコンサルティング
6. 総合リース業
7. 金融商品取引法に規定する、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業および金融商品仲介業
8. 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介ならびに債務の保証および引受等の信用供与
9. 銀行代理業
10. 信託契約代理業
11. 保険仲立人に関する業務
12. 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務
13. 有価証券、金銭債権その他金融資産の売買、取得、保有および譲渡
14. 投資事業ならびに投資事業組合の組成、財産運用および管理
15. 船舶、航空機、工具、器具、備品およびその関連資産の売買ならびに売買の媒介
16. 船舶の貸渡しの媒介
17. 不動産の売買、貸借、仲介、所有、管理、利用、開発およびコンサルティング
18. 不動産特定共同事業法に基づく事業
19. 信託法に掲げる方法によってする信託に係る業務
20. 電子マネー、暗号資産その他の電子的価値情報および資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供ならびに資金移動業

21. 給与計算、給与振込等の事務代行業務
22. インターネットを通じたオンライン上でのサービスの提供およびプラットフォーム事業
23. 古物の売買およびその仲介業
24. コンピュータの本体および周辺装置の開発および販売業務
25. コンピュータのソフトウェアの開発および販売業務、ならびにサービスの提供
26. 広告、宣伝、販売促進に関する企画、制作および広告代理店業
27. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、216,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにその備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式の名義書換えおよび質権の登録、株主名簿・新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときには、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使できる株主または登録株式質権者とすることができます。

(招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後 3 カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに隨時これを招集する。

- ② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。
- ⑤ 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項の規定を準用する。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないもの

とする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除外期間)

第43条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの剰余金の配当には、利息をつけないものとする。

(附則)

第1条 現行定款第18条の削除および変更定款第18条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
- ③ 本条は、施行日から6月を経過した日または前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。